

「令和8年度福岡県庁オフィス整備事業（秘書・政策室及び広報課分）」業務委託に係る企画提案公募 【質問・回答】

番号	分類	質問	回答
1	公募要領 7ページ	書類審査の審査委員は秘書・政策室及び広報課の職員のみで構成されるのか、外部有識者を含みますでしょうか。また役職等、開示可能な範囲でご教示ください。	審査委員につきましては、外部有識者の委員及び福岡県職員（秘書・政策室、広報課及び県庁舎のオフィス整備に関する関係課の職員）、の5名で構成しています。 なお、役職等につきましては、審査の公平性を確保するため、非開示とさせていただきます。
2	記載なし	より実態に即した提案を行うため、対象部署の現状の働き方や業務実態について理解を深めたいと考えております。 そのため、対象部署へのヒアリングの機会を設けていただくことは可能でしょうか。	本公募要領や仕様書に関する質問がある場合は、「質問書」（様式1号）に必要事項を記入のうえ、令和8年10月5日（月）17時までにメール（宛先アドレス：koho@pref.fukuoka.lg.jp）にて提出お願いいたします。
3	公募要領 （2）業務の目的 「全庁的なオフィス改革を通じて」	福岡県では、すでに複数の部署で、オフィス整備事業を行われています。先行で実施された部署の効果検証報告や実施後調査報告などの資料をご提供いただきたくことは可能でしょうか。	検証後の報告資料等の公開は現在予定しておりません。
4	仕様書 3、4ページ （2）壁の撤去 （3）不要物品の撤去、処分	秘書受付背後の造作壁の撤去費・廃棄費は県の予算になりますでしょうか。もしくは本契約額の範囲内での工事でしょうか。	本仕様書P3の「8 レイアウト検討に係る制限事項（令和8年9月1日時点）（2）壁の撤去」に該当する「壁」につきましては、本庁舎における構造上の壁を示しております。 今回質問にあります「秘書受付背後の造作壁」は、構造上の壁ではなく、執務室の間仕切りであるため、本仕様書P4の「9 工事実施に関する各種条件（4）その他の工事」に係る「壁の塗装等の庁舎設備の改修に係る一切の費用」の対象に含め、本契約額の範囲内の工事となります。撤去及び廃棄する場合、提案の見積もりに金額を含め、ご提出お願いいたします。
5	仕様書 4ページ （3）不要物品の撤去、処分	建築内装以外の新規入替に伴う既存什器の廃棄は、県庁様での対応となりますでしょうか。（移動運搬作業は受注者対応の認識です）	不要となる既存什器の撤去、処分は、契約額の範囲内で受託者に対応していただくこととなります。